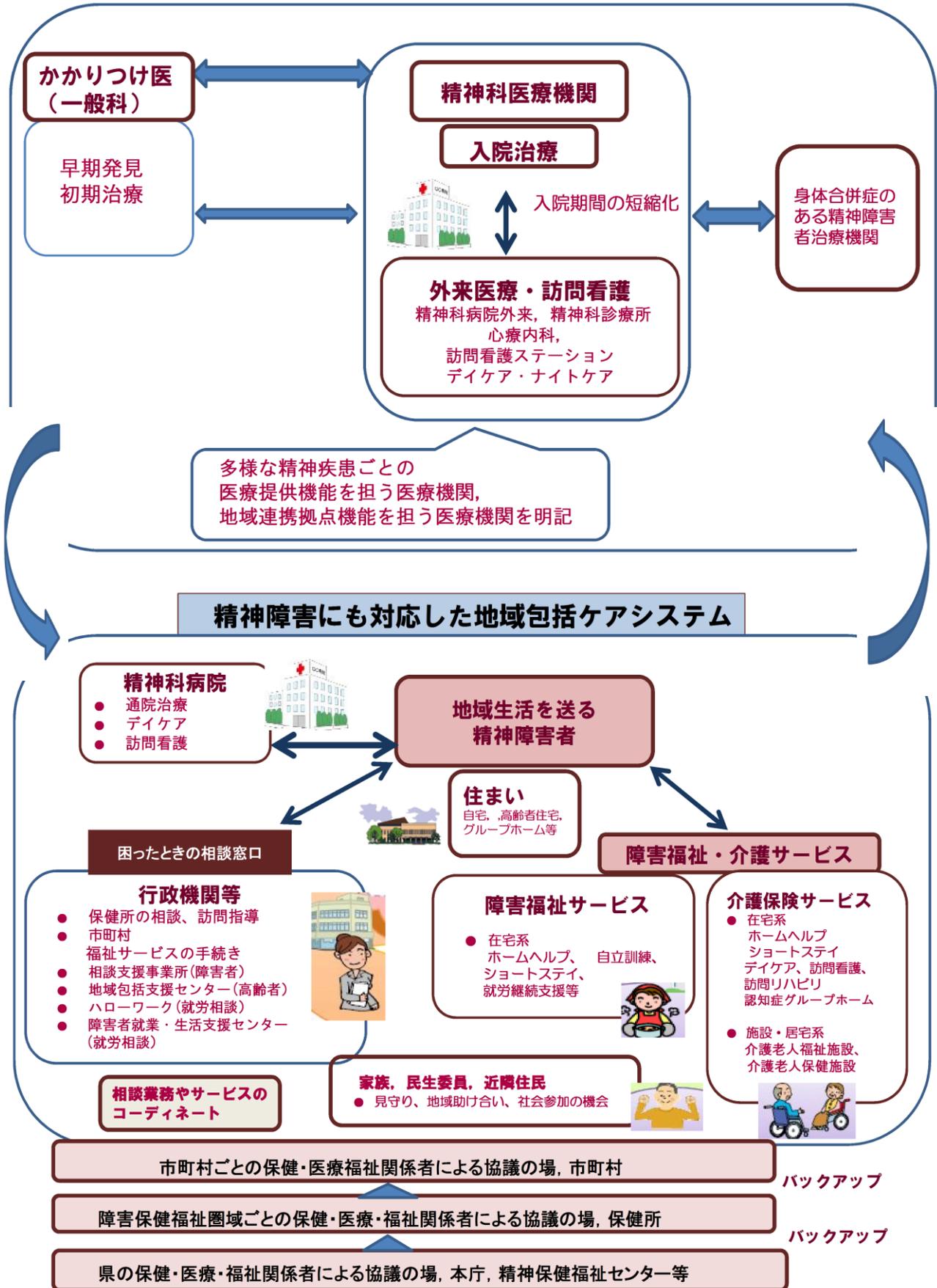


【図表資-5-221】熊毛保健医療圏 精神疾患等の医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

## 【図表資-5-222】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（統合失調症）

### ◎早期介入・アクセス

- ・住民の精神的健康の増進のための普及啓発に協力できる。
- ・精神科医と連携できる。
- ・市町・保健所と連携できる。

### ◎鑑別診断・治療～回復（通院入院）

- ・患者の状態に応じて必要な精神科医療を提供し、必要に応じて訪問支援を提供できる。
- ・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士等の多職種チームによる支援体制を作っている。
- ・患者に応じた退院後の生活リズム獲得に向けて助言ができる。
- ・早期退院に向け、病状安定化のための支援ができ、相談支援事業所や市町と連携できる。
- ・緊急時の対応や連携体制を確保している。
- ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場での必要な支援を行う。
- ・高齢者の退院支援にあたり、地域包括支援センターと連携し必要な支援を行う。

### ◎回復～社会復帰（主に通院）

- ・外来診療や訪問看護を通じて、服薬指導や病状悪化を防止するための支援ができる。
- ・社会復帰を促進するため生活訓練を実施している（デイケア）。
- ・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士等の多職種チームによる支援体制を作っている。
- ・緊急時の対応や連絡体制を確保している（継続的に診療している自院の患者、家族等からの休日夜間における問い合わせ等に対応できる体制がある）。
- ・個々の患者に応じたサービス計画作成を行う相談支援事業者と連携し、生活の場で必要な障害福祉サービス事業者に支援について助言できる。
- ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職や復職等に必要な支援ができる。
- ・高齢者については、地域包括支援センター及び介護保険サービス事業所と連携し、必要な支援ができる。

### ◎精神科救急への対応（急性増悪期）

- ・精神科救急医療に対応できる。
  - ア 措置入院に対応できる
  - イ 救急患者の受入ができる
- ・精神科救急患者の受入が可能な設備を有する（保護室、検査室等）。
- ・地域の医療機関や消防（救急）、保健所と連携ができる。
- ・かかりつけ医との連携により、精神医療を提供できる。
- ・身体合併症のある場合は、地域の一般診療科と連携できる。

### ◎身体合併症への対応

- ・身体合併症を有する患者の診断・治療ができる。
  - ア 精神病床において身体合併症の治療をする場合には、身体疾患に対応できる医師又は専門医療機関の診察協力を得て対応できる。
  - イ 一般病床において身体合併症の治療をする場合には精神科と連携して対応できる。
- ・地域の医療機関や保健所と連携できる。

[熊毛支庁作成]

## 【図表資-5-223】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（認知症）

### ◎かかりつけ医

- ・認知症の人の日常的な診療が可能である。
- ・認知症の可能性について判断でき、認知症を疑った場合、速やかに認知症疾患医療センター等の専門医療機関を紹介できる。
- ・専門医療機関と連携し、認知症の治療計画や介護サービス、緊急時の対応等が記載された認知症療養計画等に基づき、患者やその家族等に療養方針を説明し、療養支援が可能である。
- ・認知症の人が地域でできるだけ継続して生活できるよう、地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携を図り支援を行える。

### ◎鑑別診断を行う医療機関

- ・専任の認知症の専門医が配置されている。  
認知症の専門医は、以下のいずれかに該当する医師とする。
  1. 日本老年精神医学会の定める専門医
  2. 日本認知症学会の定める専門医
  3. 日本精神科医学会が定める専門医
  4. 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師
- ・画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有している。有していない場合は、他の医療機関との連携体制が確保されている。
- ・鑑別診断に基づく初期対応が可能である。
- ・認知症の療養方針を記載した認知症療養計画等を作成し、地域の認知症のかかりつけ医等と連携が図れる。

### ◎入院医療機関

- ・認知症の周辺症状の入院治療が可能である。
- ・身体合併症の治療をする場合には、身体疾患に対応できる医師又は専門医療機関の診察協力を得て対応できる。
- ・かかりつけ医や地域包括支援センター、訪問看護事業所、介護サービス事業所等と連携し、退院支援が行える。

[熊毛支庁作成]

## 【図表資-5-224】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（うつ病）

### ◎早期介入

- ・うつ病の可能性について判断できる。
- ・症状が軽快しない場合等に、専門医療機関となる精神科医師等に適切に紹介ができる。
- ・職場の産業医、安全衛生担当者と連携できる。
- ・精神保健福祉センターと連携できる。

### ◎治療～回復（入院・通院）

- ・うつ病とうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断ができる。
- ・重症度に応じて、薬物療法及び精神療法等を含む精神科医療を提供できる。
- ・精神科医、臨床心理士、看護師等のチームによる支援体制がある。
- ・かかりつけの医師等を含む、地域の医療機関と連携している。
- ・有職者の場合、職場の産業医、安全衛生担当との連携により復職に必要な支援を行う。
- ・高齢者の退院支援及び地域生活維持のために、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所と連携し、必要な支援を行う。
- ・障害福祉サービスが必要な場合、サービス利用計画作成を行う相談支援事業者（市町指定）と連携し、生活の場で必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる。

### ◎回復～社会復帰（通院）

- ・患者の状況に応じて、専門医と連携し適切な精神科医療（外来医療、訪問診療）を提供できる。
- ・患者に応じた退院後の生活リズム獲得に向けた助言ができる。
- ・緊急時の対応や連絡体制を確保している。
- ・有職者の場合、職場の産業医、安全衛生担当との連携により就労継続に必要な支援を行う。
- ・ハローワーク、障害者就業、生活支援センター等と連携し就業や復職等に必要な支援を行う。
- ・高齢者については、地域包括支援センター及び介護保険サービス事業所と連携し、必要な支援を行う。
- ・障害福祉サービスが必要な場合、サービス利用計画作成を行う相談支援事業者（市町指定）と連携し、生活の場で必要な支援について、障害福祉サービス事業所へ助言できる。

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-225】熊毛保健医療圏 地域医療連携計画における地域連携拠点機能病院等の要件

	医療機関に求められる事項（要件）
地域連携拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療・訪問診察を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>② 精神科医，薬剤師，看護師，作業療法士，精神保健福祉士，公認心理師等の多職種によるチームによる支援体制を作ること</li> <li>③ 医療機関（救急医療，周産期医療を含む），障害福祉サービス事業所，相談支援事業所，居宅介護支援事業所，地域包括支援センター等と連携し，生活の場で必要な支援を提供すること</li> <li>④ 地域連携会議の運営支援を行うこと</li> <li>⑤ 積極的な情報発信を行うこと</li> <li>⑥ 多職種による研修を企画・実施すること</li> <li>⑦ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や，難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと</li> </ul>
地域精神科医療提供機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療・訪問診察を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること</li> <li>② 精神科医，薬剤師，看護師，作業療法士，精神保健福祉士，公認心理師等の多職種によるチームによる支援体制を作ること</li> <li>③ 医療機関（救急医療，周産期医療を含む），障害福祉サービス事業所，相談支援事業所，居宅介護支援事業所，地域包括支援センター等と連携し，生活の場で必要な支援を提供すること</li> </ul>

「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」抜粋